監視カメラ 安心と人権の共存を図れ

弁護士 市 川 清 文

「監視する社会」をテーマとする橋爪大三郎・東工大教授と小倉利丸・富山大教授の「対論」(本紙8月29日付朝刊)を読んだ。

「安心を確保するために 監視カメラは必要な手段 だ」とする橋爪氏に対し、 小倉氏は「カメラの存在が 不安心理をますます刺激す る」と主張する。

監視カメラの配備、イコール監視社会化の進展との 見方が一般的だが、得とうではない手立てがあり得力ないの設置・利用に関するのメールを整え、でである。 乱用を防ぐ道である。

とすれば、誰が、何のために、どんな手順に従って 監視カメラの映像を利用で きるかをきちんと取り決 め、カメラがもつ利点と個人の自由や人権との調和を 目指すことが何よりも求め られる。

その具体的内容を考える にあたってまず考えるき は、収集した映像を簡単に 見られるようにはせず、事 件が発生して捜査の必要が ある場合に、一定の手続き を経て初めて利用できる仕 組みにするということだ。

私はその際、裁判官の許可を得るのが妥当だと思う。時として個人のプライバシーまでのぞき込む監視カメラの利用は一種の強制捜査とも言えるので、憲法が定める令状主義を適用るのがふさわしいと考えるからだ。

もちろんこれにも令状主義を適用し、違法な使い方をした場合は管理者の責任を問う。映像を警察に提供した場合、個々の管理者は管理庁に報告する。同庁は

白書などを発行して映像の 管理・利用状況を国民に開 示する一方、その活動をチェックする組織として国民 映像オンブズマン(仮称) を設ける。

行政の合理化が叫ばれてはいるが、こうしたシステムがあってこそ、犯罪の抑止・捜査と国民のプライバシー保護との両立が図られるのである。

憲法は、基本的人権は最 大限尊重され、合理的約 はでさればそれを制約 はできないと定を いる。その基本的人権を まする恐れがも の監視力 がし、 適正手憲 との要請とも 言える。

増え続ける監視カメラと 共存していくには、それに ふさわしい制度を早急に整 備することが必要だ。